

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅以外  
又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたこと  
のないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたこと  
のないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたこと  
のないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたこと  
のあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋〔平成 年 月 日 { (ハ) 新築 }  
{ (ニ) 取得 } 〕  
がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	坂東市
申請者の氏名	
家屋の所在地	坂東市
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	1. 売買                      2. 競落

平成 年 月 日

茨城県坂東市長

印

(注) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。